

春日井市マンションの管理の適正化の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）及び春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添える図書等)

第2条 省令第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合は、その適合証
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第1条の2第2項に規定する計画作成都道府県知事等が不要と認めるものは、同条第1項各号に掲げる書類とする。ただし、前項第1号に掲げる書類を添付しない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第3条 法に基づく認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(条例において市長が定める場合)

第4条 条例別表「4 建築基準法等関係手数料の表」中マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の3第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項及びマンション管理適正化法第5条の6第2項において準用する同法第5条の

3 第 1 項の規定に基づく認定の更新の申請に対する審査の項において、マンション管理適正化法第 5 条の 4 各号（第 4 号にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合とは、認定の申請書に適合証が添えられている場合をいう。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。